

令和2年度第2回政策討論会第三分科会要点記録

テーマ「公契約のあり方について」

○令和2年8月7日（金） 10：00～10：18

出席者：稲田（座長）、宇野（副座長・記）、井舎、桑原、岩崎、鳥居、岸田、今口

目的：テーマについての明確な目的の共通認識を深める。

●テーマを提案した議員から、このテーマを選択した理由についての説明が行われた。

- ・全国規模で行われる議員研修のテーマに「公契約条例」について学ぶ機会が多数あった。
- ・地方公共団体が民間企業やNPOなどに公共工事、物品の購入、あるいはごみ収集やビルメンテナンスなどの業務を委託する時に結ぶ契約を、公契約といい、地方公共団体が契約を結ぶ際、入札基準や落札者決定で契約先における労働者の生活賃金や雇用安定、男女共同参画、障がい者雇用、環境、地域貢献など社会的価値を評価することを定めるものが、公契約条例である。
- ・地方公共団体の事業・業務の民間委託の広がり、公的施設における指定管理者制度の導入、競争入札の拡大が進む中、委託料や入札価格が大幅に低下している。その結果、委託・入札企業に働く労働者の賃金・労働条件の低下や雇用不安を引き起こすだけでなく、委託企業の安定的、継続的な事業実施を困難にさせ、地方公共団体が提供する行政サービスに関わって、ときに住民生活への大きな混乱や被害をもたらす。また、大手企業が安価で委託を請け負うことは、もともと地元根ざして活動している地域企業の衰退につながり、地域の経済、雇用にダメージを与えることになりかねない。「官製ワーキングプア」の問題がとりざたされる中、労働者の賃金を守り、雇用を安定させる公契約条例の必要性はますます増している。

●座長より、公契約そのものの在り方を議論することとするが、公契約条例を議論にするかの意見を求められた。

- ・公契約そのものの議論、本市でも入札の在り方、指名競争入札、プロポーザル方式や指定管理方式、随意契約など様々な形態があり、契約の在り方そのものがどのように機能しているのか、他市ではどうなっているのか、公契約そのものについての議論という方法も考えられるが、公契約条例制定に至った自治体のケースは、官製ワーキングプアの防止の観点から、労働者の権利擁護を公的機関である市が守るという視点から作られてきたものであり、公契約条例について議論したい。
- ・前回のテーマ決定に当たり、自身の勉強不足の面もあり、イメージとして入札のありかた、指名競争入札や、プロポーザル方式や指定管理方式、随意契約など様々な形態について議論するものと考えていた。
- ・岸和田市は、現在、公契約条例は、制定されていない。公契約そのものを議論する過程で、条例についても自然に議論するべき。
- ・国庫補助金の場合、既に契約先が指定されている場合があり、疑問に感じている。
- ・公契約そのものの議論をすることとするが、様々な形態がある。
- ・本市の様々な契約が、指定管理なのか、プロポーザル方式なのか、随意契約なのか、基準を確認したい。
- ・公契約について基本的な考えが岸和田市にあるのか。

●公契約そのものの在り方を議論する中で、公契約条例の必要性についても議論できると考えるので、公契約そのものの在り方を議論することとした。

- ・公契約について様々な形態が存在するので、次回は、本市の公契約についての現状を確認するために、契約検査課から説明を受ける。
- ・次回の開催は、9月23日（水）10時から